

東京大学大学院新領域創成科学研究科 産学協創推進室  
事務補佐員募集要項

- 1 職名及び人数： 事務補佐員（短時間勤務有期雇用職員） 1名  
2 採用予定日： 令和 6年9月1日  
3 契約期間： 期間の定め： 有り  
(令和 6年9月1日～令和 7年3月31日)  
4 更新の有無： 有り  
更新する場合は、契約期間満了日の翌日に行い、以後 1年ごとに行うものとする。  
ただし、更新はプロジェクト等又は業務の性質等により定める期間に限定され、更新回数は 1回、在職できる期間は 令和 8年3月31日を限度とし、以後更新しない。  
※更新の判断基準：予算の状況、業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、判断する。
- 5 試用期間： 採用された日から 14日 間  
6 就業場所： 東京大学大学院新領域創成科学研究科（千葉県柏市柏の葉5-1-5）  
7 所属： 新領域創成科学研究科 産学協創推進室  
8 業務内容： 社会人向け教育プログラムの実施に関する事務補助業務  
1)申請書類の確認、関係帳表の作成及びプログラムの運営庶務  
2)受講契約書類の作成送付及び連絡調整等  
3)上記に付帯する財務会計システムの入力操作等
- 9 就業日・就業時間  
勤務日時は以下を予定しております  
週3日勤務以上、月曜～金曜のうち応相談、9時～17時勤務を想定  
休憩時間12時～13時00分(60分)、勤務曜日・日数・勤務時間は応相談
- 10 時間外労働： 有（時間外勤務を命じられた場合）  
11 休日： 日曜日、土曜日、祝日法に定める休日、12月29日から翌年1月3日までの日、その他特に指定する日  
12 休暇： 年次有給休暇、特別休暇 等  
13 給与： 俸給（時間給額）： 1,320円  
教育研究連携手当： 無  
業績・成果手当： 無  
通勤手当： 支給要件を満たす場合、当方規定により算出した額を支給（上限55,000円/月）  
住居手当： 無  
扶養手当： 無  
昇給： 無  
賞与： 有  
退職手当： 無  
超過勤務手当： 有（時間外勤務を命じられた場合）
- 14 加入保険： 社会保険： 有 雇用保険： 有（法の定めるところにより加入要件を満たした場合加入）  
15 給与支給日 月末締め、原則翌月17日払い  
16 応募資格： 1)業務に必要なPC(Word, Excel, E-Mail, Zoom, Google機能など)の基本操作ができること  
2)会議開催、案内、受付等基本的なビジネスマナーが実践できること  
3)協調性があり、柔軟な対応ができること  
4)本学の財務会計システムの操作の経験があると尚よい
- 17 提出書類： ・東京大学統一履歴書（以下URLからダウンロードし作成すること）  
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ia/about/jobs/r01.html>  
・職務経歴（様式任意。実務経験について具体的に記述のこと）  
・志望動機（A4版1枚程度／様式は任意） 抱負や職務遂行上有益な能力・経験・知識・性格等の説明  
※原則として応募書類は返却しません。  
また、応募書類等により本学が知り得た個人情報、今回の職員採用の選考のみに使用しますので、予めご了承願います
- 18 提出方法： 上記提出書類を電子ファイル化(PDF形式)し、下記のメールアドレスあて送付すること。  
19 応募締切： 令和6年7月12日（金）17時必着  
随時、書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。面接時の旅費は支給いたしません。
- 20 採否の通知： 電話又はe-mailで個別に連絡します。  
21 問い合わせ先： 〒277-8568 千葉県柏市柏の葉5-1-5  
東京大学大学院新領域創成科学研究科 産学協創推進室  
担当： 羽賀 敬  
TEL: 090-6487-0836  
e-mail: [haga.takashi@mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:haga.takashi@mail.u-tokyo.ac.jp)
- 22 募集者名称： 国立大学法人東京大学 大学院新領域創成科学研究科  
23 受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）  
24 その他： 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。  
「東京大学男女参画加速のための宣言（2009.3.31）に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。  
採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。